

令和2年6月23日

会 員 各 位

一般社団法人愛知県建設業協会
専務理事 大西 克義
(専務理事印省略)

令和2年度県民総ぐるみ防災訓練の実施について

日ごろから、当協会の事業活動にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和2年6月17日付け2防災第29-3号で愛知県防災会議
会長愛知県知事から別添のとおり依頼がありました。

当協会は、平成30年3月23日付けで愛知県から災害対策基本法に基づく指定地
方公共機関に指定されました。

同法の基本理念に則り、引き続き、県とより一層の連携を図っていかねばなら
ないものと認識しています。

つきましては、標記行事等の実施に関しましてのご理解とご協力を賜りますよう、
よろしくお願い申し上げます。

なお、例年、実施しています総合防災訓練（例年9月実施）及び津波・地震防災訓
練（例年11月実施）は、新型コロナウイルス感染症の拡大リスクを考慮し、中止と
なりました。

連絡先

一般社団法人愛知県建設業協会
名古屋市中区栄三丁目28番21号
電 話 052-242-4191
FAX 052-242-4194
担 当 平 野
Email saigai-aiken@aikenkyo.or.jp

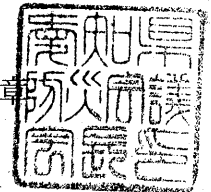
2 防災第 29 - 3 号

令和 2 年 6 月 17 日

各指定地方行政機関の長
陸上自衛隊第 10 師団長
海上自衛隊横須賀地方総監 殿
航空自衛隊小牧基地司令
各指定公共機関の長
各指定地方公共機関の長

愛知県防災会議会長

愛知県知事 大村 秀章



令和 2 年度県民総ぐるみ防災訓練の実施について (依頼)

日ごろは、防災行政の推進に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和 2 年 6 月 1 日書面で開催された愛知県防災会議において、別添「令和 2 年度県民総ぐるみ防災訓練実施要綱」が承認されました。令和 2 年 8 月 30 日 (日) から 9 月 5 日 (土) の「防災週間」及び 11 月 5 日 (木) の「津波防災の日」を中心とした期間で、実施主体において有効かつ適切と判断できる場合を訓練実施日とします。

つきましては、同要綱に基づく防災訓練の実施及び他機関の行う防災訓練への参加・協力等に努められますようよろしくお願いいたします。

なお、訓練の実施に際しては、「三つの密」の回避や人と人との距離の確保など、感染症防止対策に留意し、必要に応じて延期や中止、代替手段についても検討の上、参加者の安全確保を最優先に考えて実施していただくようお願いいたします。

担 当 愛知県防災会議事務局書記

(防災安全局防災部

災害対策課支援グループ 伊藤)

電 話 (052) 954-6149

FAX (052) 954-6912

E-mail saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp



令和2年度県民総ぐるみ防災訓練実施要綱

1 目的

この訓練は、災害対策基本法第48条及び愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画）に基づき、国、県、市町村、防災関係機関、学校、病院、社会福祉施設、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体、一般住民等が総ぐるみで、その発生が懸念される南海トラフ地震をはじめとする大規模地震等を想定し、総合的かつ実践的な防災訓練を実施することにより、訓練参加機関等の地震災害時等における相互協力体制の確立、民間防災体制の強化及び県民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

2 主 唱

愛知県防災会議

3 訓練実施日

令和2年8月30日（日）から令和2年9月5日（土）までの「防災週間」及び11月5日（木）の「津波防災の日」を中心とした期間で、実施主体において有効かつ適切と判断できる日

4 訓練想定等

(1) 南海トラフ地震

ア 地震発生

それぞれの地域の実情に応じ発生時間を想定

イ 想定震度及び想定被害

「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成26年）」に基づき実施するものとする。

なお、各地域の実情に応じた被害予測調査結果を実施している場合は、その想定震度等により実施するものとする。

(2) その他大規模地震

ア 地震発生

それぞれの地域の実情に応じ発生時間を想定

イ 想定震度及び想定被害

「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査結果（平成15年5月公表）」に基づき震度及び被害を想定し、実施するものとする。

なお、各地域の実情に応じた被害予測調査結果を実施している場合は、その想定震度等により実施するものとする。

5 訓練参加機関等

(1) 県、県教育委員会、県警察、市町村、広域連合、消防一部事務組合、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関

(2) 学校、病院、社会福祉施設、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体、障害者団体、一般住民等

令和2年度県民総ぐるみ防災訓練実施要綱

1 目的

この訓練は、災害対策基本法第48条及び愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画）に基づき、国、県、市町村、防災関係機関、学校、病院、社会福祉施設、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体、一般住民等が総ぐるみで、その発生が懸念される南海トラフ地震をはじめとする大規模地震等を想定し、総合的かつ実践的な防災訓練を実施することにより、訓練参加機関等の地震災害時等における相互協力体制の確立、民間防災体制の強化及び県民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

2 主 唱

愛知県防災会議

3 訓練実施日

令和2年8月30日（日）から令和2年9月5日（土）までの「防災週間」及び11月5日（木）の「津波防災の日」を中心とした期間で、実施主体において有効かつ適切と判断できる日

4 訓練想定等

(1) 南海トラフ地震

ア 地震発生

それぞれの地域の実情に応じ発生時間を想定

イ 想定震度及び想定被害

「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成26年）」に基づき実施するものとする。

なお、各地域の実情に応じた被害予測調査結果を実施している場合は、その想定震度等により実施するものとする。

(2) その他大規模地震

ア 地震発生

それぞれの地域の実情に応じ発生時間を想定

イ 想定震度及び想定被害

「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査結果（平成15年5月公表）」に基づき震度及び被害を想定し、実施するものとする。

なお、各地域の実情に応じた被害予測調査結果を実施している場合は、その想定震度等により実施するものとする。

5 訓練参加機関等

(1) 県、県教育委員会、県警察、市町村、広域連合、消防一部事務組合、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関

(2) 学校、病院、社会福祉施設、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体、障害者団体、一般住民等

等の周知・確認、家具や備品の固定、ガラスの飛散防止、避難勧告等や緊急地震速報等に伴う危険回避行動に加え、身の回りにおける日頃からの具体的な減災への備えと被災時の的確な行動を促すことなども広報することにより、県民の一人一人が防災に関する正しい知識を身につけ、また、地域、学校、職場等との連携した防災活動を促進し、「日常においていかに備え、災害時に何をすべきか」を考える機会となるよう工夫する。

「自らの命は自らが守る」という意識が醸成された地域社会の構築に向け、子供の頃から地域の災害リスク等を知り、命を守る行動を実践的に学ぶことが重要であることを踏まえ、防災関係機関は、小学校、中学校等において実施される避難訓練と合わせた防災教育を積極的に支援する。

(6) 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練計画の作成、訓練の実施等に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等をいう。以下同じ。）の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難場所・避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

(7) 感染症拡大防止への配慮

感染症の拡大が懸念されるような状況の中では、参加者の安全確保を最優先に考え、必要があれば、訓練の延期や中止、代替手段について検討するものとする。

また、訓練の企画に際しては、必要に応じ、感染症対策（避難者の健康状態の確認、避難所の衛生状態の確保、避難としてのホテル・旅館等の活用等）に留意することとする。

(8) 地域の実情に応じた訓練

この地域が、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている市町村を有し、過去に内陸型地震である濃尾地震、三河地震による広域に甚大な被害を受けた地域であることから、広域的ネットワークを活用した訓練や各種協定等に基づく広域応援訓練・受援訓練の実施等を積極的に検討するものとする。

また、各地域により、その地域の特性や、想定される被害の態様も異なることから、必要性の高い訓練内容を検討のうえ、多数の住民の参加による、地域の実情に応じた訓練の積極的な実施に努める。

特に、水害や土砂災害の危険性のある地域においては、災害発生のおそれが高まる出水期前の実施に努める。

(9) 訓練結果の検証と評価の実施

訓練終了後には、訓練実施により判明した問題点の分析、参加者の意見交換、訓練見学者及び外部有識者からの意見聴取等により、防災組織体制の実効性を検証する。

また検証の結果は、問題点や課題を明らかにした上で、訓練のあり方ばかりでなく、防災計画や防災に関するマニュアル等の整備、見直しなど、今後の防災体制の整備、拡充について役立てるものとする。

(10) 地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進

地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が連携・参加する防災訓練の普及に努める。

特に、地域の防災拠点となる学校等において、地域住民と一体的に取り組む訓

練の実施を推進する。

さらに、参加者の知識・経験に応じた段階的かつ継続的な訓練となるよう配慮する。

また、事業所、NPO、ボランティア等が実施する訓練について、地域住民や関係機関が参画することにより、地域の防災力の向上に資することとなるよう努める。

7 主な訓練項目

各訓練実施者は、それぞれの地域、施設等の実情に応じ、別表に掲げる訓練項目を基本として適宜実施する。

8 訓練参加の呼びかけ

県、市町村及び防災関係機関は、各機関及び関係団体の広報紙、定期刊行物、防災パンフレット等あらゆる広報手段を利用し、民間企業、自主防災組織、障害者団体、ボランティア団体、住民等に訓練参加の呼びかけをするとともに、「自らの地域は自ら守る。」という自主防災の意識の普及に努める。

9 国の行う総合防災訓練への参加

この県民総ぐるみの防災訓練は、中央防災会議により決定される、令和2年度総合防災訓練大綱に記載された訓練と連携を保ち実施するものとする。

訓 練 項 目

区分	地震発生時の対応
県・市町村等 始め防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○地震から身を守る安全行動 ○地震情報及び津波情報の伝達 ○各種要請事項の伝達 ○非常呼集 ○災害対策本部の設置 ○広報 ○被害状況、避難状況及び災害応急対策実施状況の伝達 ○応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火、消火活動、救出救護 ・避難誘導、給食給水、交通規制 ・道路啓開、物資輸送、施設応急復旧（通信・電力・ガス・水道等） ・ボランティア支援本部開設・運営 ○帰宅困難者への対応
民間事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○地震から身を守る安全行動 ○危険物施設・消防施設の点検報告 ○初期消火、延焼防止 ○有害物質等の除害・保安措置 ○救出救助 ○避難誘導 ○被災施設等の応急復旧 ○給食給水 ○被害情報・安否情報・市町村情報等の収集・伝達 ○帰宅困難者への対応
自主防災組織・住民	<ul style="list-style-type: none"> ○地震から身を守る安全行動 ○初期消火 ○救出救護 ○避難誘導 ○給食給水 ○被害情報・安否情報・市町村情報等の収集・伝達

令和2年度の愛知県の防災訓練計画

参考

○ 愛知県災害対策本部運用訓練

- 1 日時
令和2年9月1日（火）午前
- 2 場所
愛知県庁災害対策本部室、災害情報センター等
- 3 主催
愛知県
- 4 想定災害
南海トラフ地震
- 5 訓練の内容
災害対策本部の運用を確認し、災害対応能力の向上を図るための図上訓練・通信訓練を実施する。

○ あいちシェイクアウト訓練

- 1 日時
令和2年9月1日（火）正午から1分間を基本とする
※ただし、上記以外で独自に実施することも可とする
- 2 場所
県内全域（自宅、職場、学校、外出先等）
- 3 主催
愛知県
- 4 協力
愛知工業大学、あいぼう会、シェイクアウト提唱会議
- 5 想定災害
南海トラフ地震
- 6 訓練の内容
大地震が発生したことを想定し、指定された日時に、県民それぞれがその場（自宅、職場、学校、外出先等）で、地震から身を守る安全行動を行う。

○ 被災自治体支援活動訓練

1 日時

令和2年11月12日(木)

2 場所

豊川市

3 主催

愛知県

4 想定災害

大雨による河川氾濫

5 訓練の内容

発災後、3日程度が経過した時点を想定し、被災した県内市町村への迅速、効果的な応援を実現するための訓練を実施する。

※ 例年、市町村と共催の上実施している、総合防災訓練(9月実施、昨年度参加人数:約3,000人)及び津波・地震防災訓練(11月実施、昨年度参加人数:約900人)は、多数の住民や関係団体の参画を得て開催することから、新型コロナウイルス感染の拡大リスクを考慮し、中止します。